

# 越谷市労働報酬等審議会傍聴要領

## 1 傍聴する場合の手続き

- (1) 会議の傍聴を希望する方は、会議の開催予定時刻までに受付手続きを済ませ、越谷市労働報酬等審議会（以下「審議会」という。）の会長の許可を得たうえで、事務局の指示に従って会議の会場に入室してください。
- (2) 傍聴の受付は、先着順で行い、概ね10人までとします。したがって、定員になりしだい受付を終了します。なお、会場の都合や傍聴希望者の状況等を考慮し、増減する場合があります。

## 2 会議の秩序維持

- (1) 傍聴者は、会議を傍聴するにあたっては、係員の指示に従ってください。
- (2) 傍聴者が3の規定に該当するときは、会議を傍聴することができません。
- (3) 傍聴者が4の規定に違反したときは、注意し、なおこれに従わないときは、退場していただく場合があります。

## 3 傍聴することができない方

- (1) 酒気を帯びていると認められる者
- (2) 危険なものその他人に危害を加えるおそれがあると認められるものを持っている者
- (3) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗及びのぼりの類を持っている者
- (4) その他審議会の会長が傍聴いただくことを不相当と認める者

## 4 会議を傍聴するにあたって守るべき事項

傍聴者は、会議を傍聴するにあたっては、次の事項を守ってください。

- (1) 会議開催中は、静粛に傍聴することとし、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 騒ぎ立てる等議事を妨害しないこと。
- (3) 会場において、飲食または喫煙をしないこと。
- (4) 会場において、写真撮影、録画、録音等を行わないこと。ただし、審議会の会長の許可を得た場合はこの限りでない。
- (5) その他会場の秩序を乱し、会議の支障となる行為をしないこと。
- (6) 傍聴を終え退場しようとするときは、当日配布された資料を全て返却すること。